

山梨県地域福祉活動補助金（地域福祉活動支援事業）取扱要領

1. 目的

民間の保健活動及び福祉活動に対して支援を行うことにより、地域福祉の向上を図る。

2. 補助対象者

県下全域又は広域において保健活動又は福祉活動を行う民間社会福祉団体等

なお、「広域」とは2市町村以上をいい、「民間社会福祉団体」には、法人格を有しない団体を含むものとする。

3. 補助対象事業

(1) 事業内容

対象事業の例示は、別紙のとおりとする。

(2) 留意事項

- ① 団体の規模・事業量等から実施可能な範囲の事業を対象とする。
- ② 他の補助又は助成を受ける事業は、対象としない。ただし、助成調整委員会において特に認めたものについては、この限りではない。
- ③ ソフト事業を対象とし、ハード事業は対象外とする。なお、ハード事業とは、民間社会福祉施設を運営する者が行う施設の環境整備事業（屋内外環境整備、施設修繕、機器や設備等の整備など）を指すものとする。
- ④ 助成事業の適格性、助成機会の均等性を確保するため、次の各号に該当する事業については助成に条件、制限を設ける。
 - ア 飲食を伴う事業については、その飲食が事業遂行のために有効な手段である場合に限り対象とする。
 - イ 国際交流等事業については、節目の時期に行われるもの、又は記念行事的な内容である場合に限り対象とする。
 - ウ 従来から行っている事業については、事業の拡大や団体の地域福祉活動の一層の活性化が図られる内容に限り、1回を限度に助成を行う。ただし、助成調整委員会において特に認めたものについては、この限りではない。

- ⑤ 法人等の営利を目的とした本来業務に対する助成は行わないこととする。

4. その他

(1) 補助の期間及び回数

地域福祉活動支援事業の助成期間は、1事業1年度とする。ただし、普及するのに相当の期間が必要と認められる事業等助成調整委員会が特に認めた事業については、3年を限度に複数年の事業とすることができる。なお、複数年にわたる事業にあつては、初年度において年次計画を明示して申請するものとする。

(2) 補助金額の算出

補助金の額は、当該事業の目的が達成される金額とし、次の基準により算出するものとする。

- ① 補助対象経費は他の団体との均衡を考慮する。また、対象経費の積算は、県予算の査定基準に準ずるものとする。
- ② 補助金の額は、補助対象事業費の3分の2以内とし、20万円～100万円を目安とする。
- ③ 補助申請額に団体等の運営費が含まれている場合は、その部分の補助は行わない。
- ④ 備品購入費は、1件あたり3万円～30万円の物品の購入を目安とする。

山梨県地域福祉活動補助金（地域福祉活動支援事業）の補助対象事業例

別紙

地域福祉活動支援事業		
在宅福祉等の普及、向上	健康、生きがいつくりの推進	ボランティア活動活性化のための条件整備
<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅介護者に対する介護技術の指導、講習、情報提供 ○ 地域の実情に応じた独自の在宅保健福祉サービス ○ 在宅介護教室の開催 ○ 介護技術を紹介する情報紙の発行事業 ○ 介護福祉機器の紹介・普及 ○ 在宅保健福祉サービスモデル事業 ○ 在宅福祉サービス実態調査 ○ 在宅福祉サービス情報紙の発行 ○ 地域の実情に応じた先駆的な在宅保健福祉サービスに係る調査研究 ○ 在宅福祉サービスに対する県民の意識調査及び意識改革事業 ○ ホームヘルパー体験学習 ○ ホームヘルパー実態調査 ○ ホームヘルパー確保対策 ○ パートタイムヘルパー制度の研究普及 ○ シルバーサービスの育成、普及 ○ 派遣研修事業 ○ 福祉公社等に対する出捐又は助成 ○ その他在宅保健福祉の普及、向上に資する事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間団体による健康講座、長寿社会フェスティバル、スポーツ大会等の開催等 ○ 健康づくりマニュアルの作成 ○ いきがいつくりマニュアルの作成 ○ 健康づくり情報紙の発行（全国の先駆的事業の紹介等） ○ いきがいつくり情報紙の発行（全国の先駆的事業の紹介等） ○ 健康づくり事業実態調査 ○ いきがいつくり事業実態調査 ○ 在宅高齢者の安全を守る事業 ○ 健康づくりモデル事業 ○ いきがいつくりモデル事業 ○ その他の健康、生きがいつくりの推進に資する事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア団体の資材費や啓発費等の活動費 ○ ボランティア団体の交流及びネットワーク化のための事業 ○ ボランティアに対する研修、講習 ○ ボランティアの登録斡旋及び調整事業 ○ ボランティア保険の加入促進 ○ ボランティア基金に対する出捐又は助成 ○ その他ボランティア活動の活発化にする事業
<p>その他、地域福祉の向上に資する事業</p>		

※ 上記の事業は例示であり、これら以外のメニューについても補助対象とすることができる。